沖縄県立芸術大学芸術文化研究所規程

令和３年11月11日
沖芸大規程第71号

（趣旨）

第１条　この規程は、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　研究所は、地域伝統芸術（以下「伝統芸術」という。）及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条　研究所は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

⑴　芸術文化、伝統工芸及び伝統芸能の調査研究に関すること。
⑵　公開普及講座に関すること。
⑶　研究員及び研修員の受入れに関すること。
⑷　調査研究の成果の普及活動に関すること。
⑸　研究所の主催する共同研究事業に関すること。
⑹　その他研究所が必要と認めた事項

（組織）

第４条　研究所に、次の部門を置く。

⑴　芸術文化学部門　芸術学（音楽学を含む。）・文化学
⑵　伝統工芸部門　陶芸・漆芸・染色・織物
⑶　伝統芸能部門　琉球音楽・琉球舞踊・琉球演劇

（職員）

第５条　研究所に所長、教授、准教授、講師その他必要な職員を置く。

（選考及び任期）

第６条　所長の選考及び任期については、別に定める。

附　則（令和３年 11 月 11 日学長決裁）

この規程は、令和３年 11 月 11 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。